

8B-1 no. 11

年少労働広報資料 第5集

年 少 労 働 の 現 状

昭 和 3 0 年 1 0 月

埼玉婦人少年室

労 働 省 婦 人 少 年 局

年少労働の現状

目 次

	頁
一 年少労働力	1
二 学卒者の雇用傾向	2
三 年少労働者の現況	4
1 年少労働者数	4
2 労働条件	6
3 労働基準法違反、災害状況	9
4 教育訓練	14
四 特殊な年少労働問題	15
1 不当雇用慣行	15
2 児童労働	18
3 街頭労働	19

一、年少労働力

総理府統計局の労働力調査によれば、昭和30年3月現在の14才～19才までの年少労働力人口は517万人で、このうち就業者478万人（男子276万 女子220万）となっており、全就業者の12.5%を占めている。

各産業中、年少就業者の最も多いのは農林業の217万人で全年少就業者の44%を占め、残る56%に当る280万人が製造業、水産漁業、その他非農林業に従事している。

産業別年少就業者（14～19才）の総就業者に対する構成比

（昭和30年3月）

（単位千人）

区分	全産業	農林業	非農林業	漁業および水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業および金融・保険・不動産業	運輸通信業およびその他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業
人数	4980	2170	2800	60	30	17	1071	807	120	461	79	----
百分比	12.5%	13.5	11.8	1.09	5.7	9.6	15.6	12.2	6.4	10.9	6.3	----

総理府統計局

二 学卒者の雇用傾向

年々百数十万の中学校卒業生のうち、進学、就業は毎年ほぼ半ばし、半数近くは家事従業者、雇用労働者として就業しているが、

卒業年度	総数	進学者	就業者
昭和28年3月	1746,709	843,383 (42.5%)	728,944 (41.7%)
昭和29年3月	1531,488	779,263 (51%)	613,242 (40%)

いま、昭和29年3月卒業生のうち就業した613,242人の就労先都道府県別就労状況をみると次表のとおりで、このうち、東京、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡の6都府県のみで全体の3割(207,640名)を占め、しかも、就労者の最も多い東京、愛知、大阪などでは他府県への移動者は極めて僅少であるに拘らず、他県よりの受入れは逆に極めて多いことがわかる。

他府県よりの就労者総数79,793名中、上の6府県に就労した者だけで75,127名(79%)に達していることからみても大都市工業地帯への年少労働者の集中傾向が1つの特色としてあげられよう。

更に最近の雇用傾向はデフレの影響から大企業の求人は足踏み状態にある。若い年少者は中小企業部門に吸収されている。

即ち、昭和29年12月末現在の労働基準法適用事業場報告によれば、事業場総数701,428事業場の76%を占めるのは10人未満の事業場であり、この小規模事業場数684,816のうちの36%に当る207,693事業場も亦6都府県に集中していることから大都市と中小企業部門との関連性が肯けよう。

いま、東京都内の例をとってみれば、昭和29年3月中学卒業生で他府県より、東京都内に就労した3,353名についてみれば、

昭和29年3月就現中学校卒業者の就学先都道府県別就取者数

29.5.1 現在

都道府県名	自県学校出身者の 就 取 者 数	他 県 就 取 者 数	他 県 へ の 就 取 者 数	他 県 より 就 取 者 数	の 教
北海道	33,155		116	1,038	
1 北 青 岩 宮 秋	9,611		683	111	
2 山 形 郡 茨 城 木 馬	12,398		1,430	51	
3 山 形 郡 茨 城 木 馬	12,052		1,824	233	
4 山 形 郡 茨 城 木 馬	13,386		2,132	97	
5 山 形 郡 茨 城 木 馬	11,591		2,907	53	
6 山 形 郡 茨 城 木 馬	20,349		5,326	180	
7 山 形 郡 茨 城 木 馬	18,563		3,772	533	
8 山 形 郡 茨 城 木 馬	13,166		5,023	443	
9 山 形 郡 茨 城 木 馬	15,247		2,743	748	
10 山 形 郡 茨 城 木 馬	18,635		3,057	2,531	
11 山 形 郡 茨 城 木 馬	15,066		3,432	997	
12 山 形 郡 茨 城 木 馬	29,885		699	35,102	
13 山 形 郡 茨 城 木 馬	14,974		909	3,113	
14 山 形 郡 茨 城 木 馬	27,648		6,740	282	
15 山 形 郡 茨 城 木 馬	8,279		1,979	141	
16 山 形 郡 茨 城 木 馬	7,588		1,265	462	
17 山 形 郡 茨 城 木 馬	6,055		1,431	289	
18 山 形 郡 茨 城 木 馬	7,671		2,455	113	
19 山 形 郡 茨 城 木 馬	17,750		8,006	160	
20 山 形 郡 茨 城 木 馬	16,829		4,895	2,339	
21 山 形 郡 茨 城 木 馬	21,944		2,119	2,484	
22 山 形 郡 茨 城 木 馬	28,350		781	16,197	
23 山 形 郡 茨 城 木 馬	13,242		2,548	1,316	
24 山 形 郡 茨 城 木 馬	6,070		1,649	1,676	
25 山 形 郡 茨 城 木 馬	10,433		770	2,336	
26 山 形 郡 茨 城 木 馬	20,311		112	1,5871	
27 山 形 郡 茨 城 木 馬	20,135		2,103	3,553	
28 山 形 郡 茨 城 木 馬	4,506		1,163	436	
29 山 形 郡 茨 城 木 馬	6,962		1,358	328	
30 山 形 郡 茨 城 木 馬	3,965		1,153	174	
31 山 形 郡 茨 城 木 馬	7,153		2,132	52	
32 山 形 郡 茨 城 木 馬	7,718		1,281	1,485	
33 山 形 郡 茨 城 木 馬	11,478		1,746	659	
34 山 形 郡 茨 城 木 馬	7,454		951	266	
35 山 形 郡 茨 城 木 馬	6,937		2,180	44	
36 山 形 郡 茨 城 木 馬	5,534		1,406	318	
37 山 形 郡 茨 城 木 馬	12,225		2,177	317	
38 山 形 郡 茨 城 木 馬	5,737		1,116	72	
39 山 形 郡 茨 城 木 馬	17,715		213	1,720	
40 山 形 郡 茨 城 木 馬	6,513		758	255	
41 山 形 郡 茨 城 木 馬	12,484		1,262	314	
42 山 形 郡 茨 城 木 馬	13,913		1,432	346	
43 山 形 郡 茨 城 木 馬	5,400		692	284	
44 山 形 郡 茨 城 木 馬	9,814		2,545	125	
45 山 形 郡 茨 城 木 馬	17,451		5,877	49	
46 山 形 郡 茨 城 木 馬					
合 計	613,242	100,048		99,793	

(備考) 文部省統計調査より集計したものである。(昭和29年度指定統計オク7号産業教育調査)

産業別には製造業が2,893名で圧倒的に多く、規模別には99人以下の中小企業部門に就転職した者が2,353名で全体の70%を示めている。

これらの事実からみても都市における中小企業の求人並に新卒年少者の就転職傾向がわかるであろう。

他府県より都内に就転職したものの就転職後の状況について（職業指導関係資料）

産業別、規模別調査人員数

東京都労働局

産業 規模別	製 造 業			卸売小売、サービス業			金 融、保 険 業		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
AB級	489	485	974	17	3	20			
CD級	1,635	284	1,919	302	105	407			
計	2,124	769	2,893	319	108	427			

そ の 他			計		
男	女	計	男	女	計
6		6	512	488	1,000
21	6	27	1,958	395	2,353
27	6	33	2,470	883	3,353

註) AB級とは100名以上の事業所をいい、CD級は99名以下の事業所をいう。

三 年少労働者の現況

1. 年少労働者数

通商事業場報告から年少労働者の推移をみると、事業場の提出率の上昇に反比例して、年をおって減少の傾向を示している。
年度別、労働基準法通商事業場報告提出事業場年少労働者数（昭和23～29年）

区 分	昭和23年度			昭和24年度		
	計	男	女	計	男	女
年少労働者数(A)	942,724	474,669	468,055	862,268	429,861	432,407
推定年少 労働者数 $(\frac{Ax100}{B})$	1,372,233	690,930	681,303	1,073,868	535,314	538,494
提出率(B)		68.7%			80.3%	

昭和25年度			昭和26年度		
計	男	女	計	男	女
739,914	358,811	381,103	744,058	344,400	399,658
884,007	428,687	455,320	862,176	399,073	463,103
	83.7%			86.3%	

昭和27年度			昭和28年度		
計	男	女	計	男	女
707,023	325,586	381,437	757,621	363,263	394,358
813,605	374,667	438,938	861,912	413,268	448,644
	86.9%			87.9%	

昭和29年度		
計	男	女
745,933	365,593	380,340
840,015	411,704	428,311
	88.8%	

労働基準局

昭和27年の年少労働者745,933名のうち15才未満の児童は20,164名で、15才以上18才未満の者が725,769名である。

性別にみると、男子は365,593名、女子は380,340名となっており、年少労働者の場合には女子が多くなっている。

規模別に之をみると、100人未満の事業場に働く年少労働者は490,763名で総数の66%を占めている。

業種別には工業(517,899名)商業(107,852名)で総数の84%がこの商工業に集中している。

工業の中で年少者が多く就業している業種は紡織工業、機械器具工業等である。

労働基準法適用事業場年少労働者数

(昭和27年12月末現在)

業 種 別		年 少 者 数
1 号	金 属 工 業	36,961
	機 械 器 具 工 業	104,416
	化 学 工 業	34,331
	窯業及び土石工業	15,877
	紡 織 工 業	208,123
	製材及び木製品工業	25,541
	食 料 品 工 業	42,491
	印刷及び製本業	18,903
	その他の工業	29,117
	ガス電気及び水道業	2,139
	小 計	517,899
2 号	石 炭 鉱 業	2,644
	石 油 鉱 業	7
	金 属 鉱 業	1,288

		非 金 属 鉱 業	207
		土 石 採 取 業	1,501
		小 計 -	5,647
3	号	土 建	18,872
4	号	交 通	19,628
5	号	貨 物 取 扱	2,677
6	号	農 林	10,473
7	号	畜 産 水 産	4,958
8	号	商 業	107,852
9	号	金 融 公 告	9,030
10	号	映 画 演 劇	1,745
11	号	通 信	10,822
12	号	教 育 研 究	3,375
13	号	保 健 衛 生	11,689
14	号	接 客 娛 楽	15,474
15	号	清 掃 と 殺	230
16	号	官 公 署	2,940
17	号	そ の 他	8,622
合 計			745,933

労働省労働基準局

2. 労働条件——— 労働日，労働時間，賃金

労働省労働統計調査部の個人別賃金調査——調査した事業所数は51,354事業所，調査した労働者数は約520,000人で7大産業（鉱業，建設業，製造業，卸売及び小売業，金融業及び保険業，不動産業，運輸通信及びその他の公益事業），規模10人以上の全事業所数の約41%，同じく全常用労働者数の約41%に当る。昭和29年実施——によると年少労働者の1ヶ月の実労働日数は平均25.4日で総労働者の平均25.3日よりわずか

に長く、且つ労働日数の長い産業は卸売及び小売業となつてゐる。

又1ヶ月の実労働時間は平均195時間で総労働者の平均207時間より短く、当然とはいえ労働日数とは対蹠的である。

労働日数及び労働時間数

区 分	総 平 均			18才未満平均		
	計	男	女	計	男	女
日 数	25.3	25.4	25.1	25.4	25.7	25.3
時 間 数	207	209	200	195	185	202

次に1ヶ月の平均賃金についてみると平均5,061円を成人労働者(35才—40才)の平均賃金の25.7%に当る。

産業別平均賃金

産 業 別	18才未満
計	5,061
鉱 業	5,601
運 設 業	6,374
製 造 業	5,175
卸売及び小売業	3,254
金融及び保険業	5,375
不 動 産 業	5,897
運輸通信及び他の公益事業	6,804

年令区分別賃金(産業計、男取計)

年 令	賃 金
合 計	14,603
18才 未 満	5,061
18才以上 20才未満	7,254
20 " 25 "	10,157
25 " 30 "	14,419
30 " 35 "	17,674
35 " 40 "	19,631
40 " 50 "	21,497
50 " 60 "	20,448
60才 以 上	14,292

注) 指数は18才未満を100.0%とした。

年少労働者が最も多く分佈している賃金層は4,000円以上、6,000円未満であり、殆んど男女差はみられないが、平均賃金の高い産業は、運輸通信及びその他の公益事業(6,804円)建設業(6,374円)で低い産業としては、卸売及び小売業(3,254円)製造業(5,175円)等である。

ところで、昭和30年3月に婦人少年局が実態調査を行った5人以下の製造工業並に商店に働く年少者の労働条件は次のようなものである。

製造工業に働く年少者の場合は、基準法に定められている週一回の休日を与えられている者は50%あまりで、商店の場合は更にこの比率が低い。

一日の労働時間は9時間—10時間までの者が40%で更に長時間働く者が40%であり、商店の場合は12時間以上の者がこれより高い比率を占めている。

次に賃金についてみると、住込の年少労働者が実際に受取る賃金は食費(3,000円)を除き2,498円、通勤の場合は5,400円である。その他半数に近い年少者は年間平均3,700円位の衣類その他物品の支給を受けている。

商店の場合、多数の使用人は食事について必要な金額を考慮して賃金を決定しており、衣類、日用品等は臨時に支給されているが、月の現金支給額1,000円未満が10.2%、2,000円未満の者が36%を占めており、3,000円未満をとれば64.6%となる。

個人別賃金調査における平均賃金額は毎月勤労統計に定義されている賃金額即ち毎月きまつて支給される額を基礎としているので(住込の実物給与は含まれていない)、このような5人以下の商店等の給与は実際には低いことがわかる。

従つて、中小企業は一般に企業が零細化するに従つて労働条件の低くなつていくことがわかるであろう。

3. 労働基準法違反災害状況

(1) 年少労働者に関する労働基準法違反

心身共に発育途上にある年少労働者に対して特別手厚い保護を与えているのは、将来の健全な労働力の培養にあることはいうまでもない。

労働基準法がどのように守られているか、即ち年少労働者にとって法の要求する労働条件が確保されているかどうかを計る重要なバロメーターは基準法の違反状況であろう。

もちろん、これらの違反は監督官の臨検又は申告によつて発見され、始めて表面に現われるのであるから監督官の数や、監督業務の進捗の度合によつて左右されるものであることはいうを俟たない。ところで昭和29年中に発見された違反総件数は、355,841件で、そのうち年少者関係の違反件数は12,256件(3.4%)である。

条文別年少者関係の違反件数 (昭和29年)

月別 条文別	計	56 最低手 令	58 労働契 約 未成 年者 の	59 同 左	60 時 間 及 休 日 年 少 者 の 労 働	62 深 夜 業	63 務 の 就 業 制 限 危 険 有 害 業	64 坑 内 労 働 の 禁 止	67 生 理 休 暇	68 帰 郷 旅 費
計	12,256	1,017	86	50	7,919	2,533	476	74	64	17
昭和29年1月	1,280	176	19	3	819	174	43	12	14	-
“ 2月	1,192	72	10	6	808	240	45	8	3	-
“ 3月	1,114	80	7	-	708	255	55	2	6	1
“ 4月	930	76	6	10	567	228	29	6	7	1
“ 5月	365	24	-	2	219	89	16	5	6	4
“ 6月	940	43	6	3	665	169	36	13	3	2
“ 7月	921	73	8	3	602	177	47	5	4	2
“ 8月	1,200	126	6	3	789	216	42	6	10	2
“ 9月	1,131	96	3	4	703	260	51	6	6	2
“ 10月	1,054	78	8	7	692	213	49	4	3	-
“ 11月	1,100	86	2	5	736	228	36	4	1	2
“ 12月	1,029	87	11	4	611	264	47	3	1	1

注) 労働省労働基準局調査資料による。

前掲の違反内容は凡て実質的違反であり、労働時間及び休日違反が全体の65%を占め、深夜業最低年齢違反では28%を以上の違反が大部分を占めている。

従来、年少者関係違反中の6割から7割を占めていた証明書の備付違反(第57条違反)がこれに含まれていないので、これらの形式的違反をも併せると更に高率となることが推測される。

(2) 年少者の災害

に身共に不安定な状態におかれている年少者が一般成人に比して産業災害の多いことは常識でも容易に想像されることであるが、労働基準法施行以前の災害分布を昭和17年産業安全研究所の調査にこれを求めると、年少者の災害は全体の23.52%を占め、従来は統計その他が之を実証していた。労働基準法の実施以来年少者に対しては重量物の運搬や危険有害業務の就業制限等の結果、年少者の災害は減少の傾向を辿っており、最近の状況では、全災害件数の2.5%~2.9%程度になつてゐる。

死 傷 災 害 発 生 件 数

区 分	合 計 (A)	18才未満(B)	18才以上	(B) (A)
昭和26年	532,421	13,335	519,086	2.5%
“ 27 “	484,460	13,260	471,200	2.7%
“ 28 “	477,000	13,852	463,148	2.9%
“ 29 “	463,522	13,423	450,099	2.9%

しかし、かかる有害業務から、かく離された状態においてなお、こうした災害の発生をみることは将来ある年少者にとって等閑視できぬ問題である。

婦人少年局の調査で明らかになつたことは、災害が100人未

満の製造事業場に圧倒的に多いことと入社してから6ヶ月未満、又は一つの業務についてから3ヶ月未満の期間中に最も多く災害を受けていることである。

又、発生原因の主なものは「足場が悪い」「設備がよくない」、という物的原因に次いで「作業によく馴れていない」「作業について知識が足りない」等の管理の不徹底が大きく浮き上っていることは注目されてよい。

更に災害の比較的多い産業を対象として実態調査を実施した際、災害を受けた年少者についてその原因を調べてみると、最も多いのは「注意が足りなかった」という回答で、次いで「作業に馴れていなかった」「足場が悪かった」等が主な理由としてあげられている。このような事実からも災害の原因が、年少労働者自身の不注意や不馴れに起因していることも裏付けられ、この面の安全教育がいかに必要であるかが窺われるのである。

4. 教育訓練

----- 通いの人が帰った後部屋の中を整理してから夕食。それから十時過ぎまで仕事をする。その後が、僕の自由時間である。日記をつけてから通信教育の勉強を少しやり、新聞雑誌を読むが、疲労に征服されて読む気が衰える。この生活を反省すると自分が機械ではないかと驚く。----- 同じようなことを繰返している自分に進歩があるだろうか----- 働くことは生きるためだと思っているが、それなら楽しく働き楽しく生きていきたい-----

これは、17才の一彫刻工の生活文である。

年少労働者は一般年少者に対しては労働者であるという特質と、一般労働者に対しては年少者であるということとを色分けされている。

こうした二重の特質をもつ年少労働者は、中学校の課程を終えたのみでいろいろの職場に分散していつているわけだが、労

くことを通して「勉強したい」「高い技術を身につけたい」「
職場の雰囲気をよくしたい」等々、いずれも働くことから体得
した強い願望をもち、或いは欲求不満と闘っている。

年少労働者が育成されるためには、凡そ三つの教育面が考え
られる。即ち、社会人としての資質を向上するに役立つ一般的
基礎教育の面と、技術の修得に役立つ教育訓練、及び労働者と
しての意識を高める、即ち労働自覚に対する労働組合又は労働
者自身の行う教育であるといえよう。

（一）一般教育

教育の本道である基礎教育の課程を履修するための定時制
高等学校は、働く年少者にとっては魅力あるものである。

昭和30年5月1日現在の定時制生徒数は556,730名
にのぼるが、このうちには、もちろん多数を占める家事従業
者及び自営業者である年少者も含まれている。

（2）技術教育

技能者養成制度にのつて技術教育を受けている養成工の大
部金は年少者といつてよいが、昭和30年6月現在では
63,181名を、全年少労働者の1割にも満たない。技能者
養成の実施事業場は3万に充たず、その大部分は共同養成の
対象となつている中小企業の事業場が圧倒的に多い。

更に、目的は異なるが技術教育の場としてあげられるものに
公営職業補導所（全国270ヶ所）があり、この入所者約
4万人のほぼ9割は、年少者によつて占められている。

各年別技能者養成推移状況

	指定取種数	技能者養成 認可事業場数	技能者養成 指導員数	雇入技能 習得者数
昭和23年12月	47	65	—	1,968
“ 24 “	47	209	561	2,399
“ 25 “	47	1,763	4,207	8,275
“ 26 “	120	9,457	14,151	26,729
“ 27 “	121	24,146	31,539	50,012
“ 28 “	124	34,587	39,494	64,135
“ 29 “	124	38,179	37,296	64,981
“ 30, 6月	124	39,761	36,561	63,181

(3) 事業場附属の教育施設

比較的恵まれていると思われる附属教育施設をもつ事業場に
 於ては、若くは年少者は全国で約7万人でこの大部分は女子によつて
 占められている。

この教育施設は278校あり、うち定時制高校は18校、残
 る260校は各種学校で、主として紡績関係の事業場にある
 のが殆んどである。

なお、事業場附属定時制高校18校は、全国の定時制高校
 数3,191校の0.56%に当り、各種学校は全国各種学校総
 数5,888校の4.4%に当る。

これらは、教育施設というより、むしろ企業内の福祉施設
 ともいふべきであつて一般中小企業に於ては年少者にとつては

該遠いものである。

以上の如く種々の教育の機会を与えるための施設があり、その他通信教育の制度がある。しかし通信教育には仍く年少者の強い意思と忍耐が必要な上に身近な指導者を得るのでなければその完遂は難しい。

従つて年少者の教育の欲求を満たすためには、雇用主の理解と協力を促すと共に、他方技能者の共同養成の拡充等、玄く教育の機会を与えるための積極的な配慮が必要であらう。

四. 特殊な年少労働問題

人 不当雇用慣行

昭和23年新聞紙上によつて明るみに出た年少者の不当雇用慣行（いわゆる人身売買事件）も最初は農村地帯を舞台に貧農家の子女が富裕農家に受入れられるのが多く見られたが、昭和25年以降は全国的な傾向を示し、とりわけ就取が接客業に多くなるにつれ大都市を中心に近県から流れ込む状態にまで進展してきた。

警察庁の調査により、この種準犯等で検挙された者の数を概観すれば、昭和27年を頂点としてやや減少の傾向を示している。

いま昭和29年の事犯のみについてみると、検挙された奥人員は5,511名で検挙人員の多い都道府県は北海道（764）、福岡（725）、東京（433）、大阪（452）、神奈川（350）、兵庫（276）で、プロック別にみると、関東（1,373）、九州（1,214）、近畿（957）等の順となつてゐる。

被害者についても同様、昭和27年を頂点として減少しているが、昭和29年中18才未満の被害年少者は全体の20%（1,802名）を占めている。

被害年少者の就業先で、最も多いのは接客業で女子1,774名中の84%を占め82%が淫行に関係している。

被害者の就業先調査

昭和29年1月～12月

(警察庁)

区 分	年 令 男 女	合 計		14年未満		14年以上16年未満		16年以上18年未満	
		男	女	男	女	男	女	男	女
計		58	1744 (1462)	20	60(27)	13	260(211)	25	1424 (1224)
農 漁 業		23	25(4)	7	9	6	5(1)	10	11(3)
接客業			1501 (1310)		25(19)		212(178)		1264 (1,113)
工(鉱)業		1	1(1)					1	1(1)
その他		24	147(100)	9	11(12)	6	29(18)	9	109(80)
未就業		10	704(7)	4	15(6)	1	14(14)	5	41(27)

被害者年令別、学歴別調査

昭和29年1月～12月

(警察庁)

学 歴	年 令 男 女	計		14年未満		14年以上 16年未満		16年以上 18年未満	
		男	女	男	女	男	女	男	女
教 育 程 度									
総数		58	1744 (1462)	20	60(27)	13	260(211)	25	1424 (1224)
小 学 下		20	599 (483)	14	39(16)	2	108(86)	4	452(381)
中 学 下		35	1128 (964)	6	21(11)	11	152(128)	18	955(828)
高 校 下		3	17(15)					3	17(15)

被害年少者の親元の職業は、依然として農業、日雇、無職が多くこれだけで全体の64. %を占めている。従つて家計の貧困が直接間接の大きな原因になつてゐるということが容易に肯ける。

被害者の親元取業調査

昭和29年1月～12月

(警察庁)

区分	年齢 男 女	合 計		14年未満		14年～16年		16年～18年	
		男	女	男	女	男	女	男	女
計		58	1744 (1462)	20	60 (27)	13	260 (211)	25	1424 (1224)
農 業		30	426 (348)	8	15 (6)	6	39 (31)	16	372 (308)
漁 業		3	87 (61)			1	15 (10)	2	73 (51)
工 業			57 (51)				12 (10)		45 (41)
商 業			105 (89)		2 (1)		12 (10)		91 (78)
事務員			17 (12)				1		16 (12)
日 雇		7	406 (344)	1	16 (9)	4	74 (61)	2	316 (274)
その他		12	313 (277)	7	14 (7)	2	42 (36)	3	257 (234)
無 職		4	289 (243)	4	12 (3)		53 (44)		224 (196)
該当なし		2	44 (40)		1 (1)		12 (9)	2	31 (30)

いわゆる人身売買被害者の家庭生活状況調査

昭和29年1月～12月

(警察庁)

区分	年齢 男 女	合 計		14年未満		14年～16年		16年～18年	
		男	女	男	女	男	女	男	女
家庭 の 生 活 状 況	計	58	1744 (1462)	20	60 (27)	13	260 (211)	25	1424 (1224)
	上 流		16 (13)		1		3 (1)		12 (12)
	中 流	14	268 (230)	3	8 (5)	4	19 (14)	7	241 (211)
	下 流	44	1460 (1219)	17	81 (22)	9	238 (196)	18	1171 (1001)

仲介者は1人で多くの年少者を扱うもの或は4.5人/組となつて行つてゐる者等様々であるが、周旋料は500円～4万円までの巾があり、被害年少者の就業経路をみるといわゆる仲介人のあつ旋が最も多い。

(17)

2 最低年令未満の児童労働

適用事業場報告（昭和29年12月末現在）によれば、15才未満の就労児童の数は男女併せて20,164名である。

これらは許可の手続をとることによつて労働基準法の保護の下に合法的に仕える筈のものであり、この児童労働者の7割程度は新聞配達に就業している。

昭和28年3月婦人少年局で調査した東京都内の新聞配達員241名についてみると、15才未満の児童は185名で、そのうちのわずか8.2%の者が許可を受けているにすぎなかつた。従つて92%近くの児童は許可を受けずに就労していたことになる。こうした現状では相当数の児童がもぐり労働に従事しているであらうことを予想しないわけにはいかない。

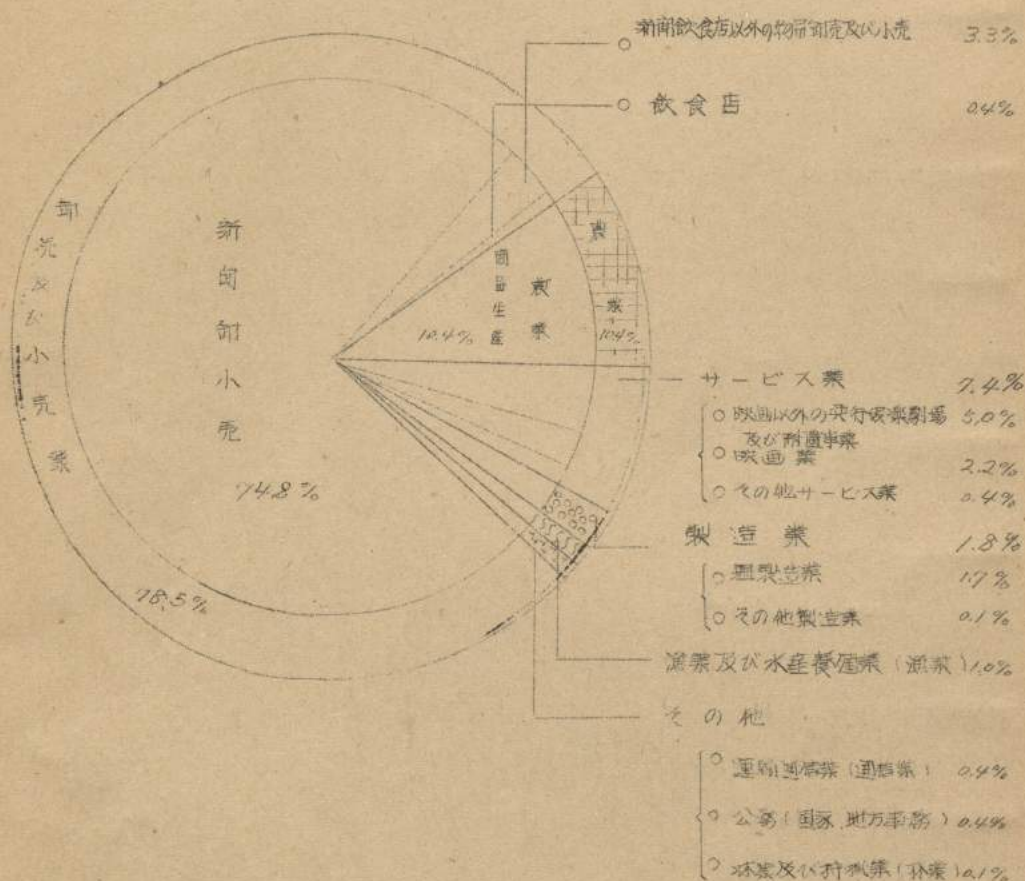
性別、年令別年少労働者数

年令 性別		計	12才未満	12才	13才	14才	年令不詳
人数	計	9,699	579	1,645	3,279	4,135	65
	男	8,201	296	1,405	2,889	3,578	33
	女	1,498	279	240	390	557	32
比率 (A)	計	100.0	5.9	17.0	33.8	42.6	0.7
	男	100.0	3.6	17.2	35.2	43.6	0.4
	女	100.0	18.6	16.0	26.0	37.2	2.1
比率 (B)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	男	100.0	51.5	85.4	88.1	86.5	50.8
	女	100.0	48.5	14.9	11.9	13.5	49.2

ここに集計された年少労働者数は、前記期間に使用許可をうけて働いたものの数であり、現在働いている児童数とは一致しない。因みに、昭和28年12月末現在の適用事業報告に基く15才未満の年少労働者は17,640名（男16,673名、女

767名)である。 — (労働省労働基準局調) —

産業別就労構成図



3 街頭労働

大都市における病的な年少労働形態としてあげられるものには街頭労働がある。

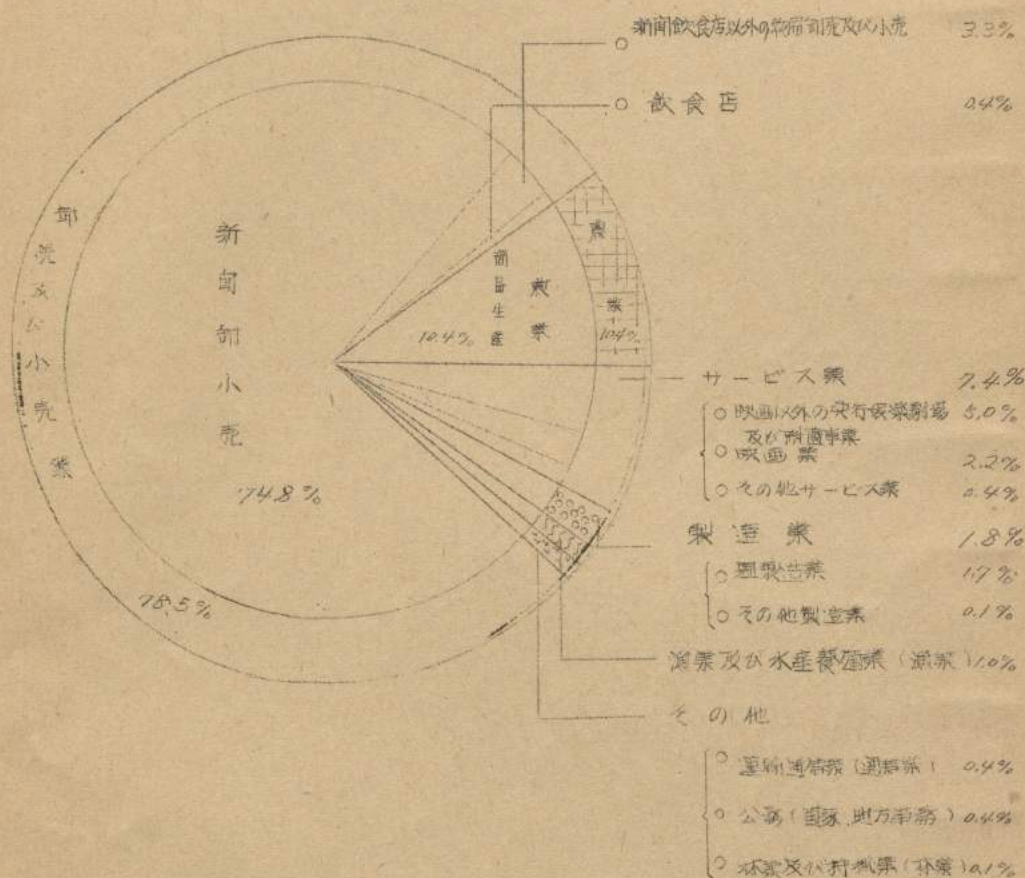
戦時典型的現象として発生した街頭年少労働者は、戦災孤児、浮浪児の群と戦後の経済的不安定から生れた大集団との二種につくがその大部分は大都市を中心として彷徨していた。

現在では、養護施設への収容と経済的安定と相俟って浮浪児は殆んど姿を消し表面さには解消されたかにみえる。

しかし、盛り場や花街に出資する花売り児童が、依然として夜の街を徘徊しているのを見逃すわけにはゆかない。

967名)である。 — (労働省労働基準局調) —

産業別就労構成図



3 街頭労働

大都市における病的な年少労働形態としてあげられるものは街頭労働がある。

戦時典型的現象として発生した街頭年少労働者は、戦災孤児、浮浪児の群と戦後の経済的不安定から生れた大集団との二種につきるがその大部分は大都市を中心として彷徨していた。

現在では、養護施設への収容と経済的安定と相俟って浮浪児は殆んど姿を消し表面さには解消されたとみえる。

しかし、盛り場や花街に出放す花売り児童が、依然として夜の街を徘徊しているのを見逃すわけにはいかない。

GAa1/1

8B-1-11



女性と仕事の未来館



00962924